

行田市「労働環境調査モデル工事」試行要領

(趣旨)

第1条 建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、就業者の処遇改善や休日の確保等、働き方改革を進めることが求められている。

特に、賃金など技能者の労働環境の改善は、建設業界の働きがいのある職場となり、将来にわたる担い手の確保につなげるためにも必要不可欠であるため、労働環境把握のための調査を行なう工事を試行するものである。

本要領は、行田市が発注する建設工事において、「労働環境調査モデル工事（以下、モデル工事と呼ぶ。）」を試行するために必要となる事項を定めるものである。

(対象とする工事)

第2条 モデル工事の対象は、工事の種別、規模等から、発注者が選定するものとする。

(労働環境の基準)

第3条 モデル工事で把握する労働環境は、主に、下記に示す関係法令等を基準とする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49条）
- (2) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準（平成29年1月20日付、基発0120第3号）
- (3) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン
- (4) 労働組合法（昭和20年法律第51号）
- (5) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (6) 民法（明治29年法律第89号）
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）
- (8) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (9) 建設業法令遵守ガイドライン第5版（平成29年3月）
- (10) 建設工事における生産システム合理化指針（平成3年2月5日建設省経構発第2号）
- (11) 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（平成30年7月2日付、第1次改訂）

(労働環境の調査)

第4条 受注者は、労働環境の把握のための調査として、様式1（労働環境把握チェックシート）、様式1-2（労働環境把握チェックシート）及び様式2（重層下請理由書）を作成し、発注者に提出するものとする。

2 前項の規定により作成した様式については、様式1及び様式1-2にあつては契約の締結後速やかに、様式2にあつては下請け次数が3次以上となつた時点で速やかに提出するものとする。

3 発注者は、受注者から様式1、様式1-2及び様式2の提出があつたときは、その内容を確認の上、保存するものとする。

4 発注者及び監督員は、提出された各様式の内容について、必要に応じて、受注者及び下請負人に聞き取りすることができるものとする。

5 発注者及び監督員は、様式1、様式1-2及び様式2の提出が困難であると認めた場合においては、提出を要しないこととすることができる。

(その他)

第5条 その他必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、令和元年10月1日から施行する。

附則

本要領は、令和3年12月1日から施行する。

別紙1

(特記仕様書への「労働環境調査モデル工事」である旨の明示)

<特記仕様書>

(その他)

第10条

- 6 予定価格(消費税等相当額を含む)1,000万円以上の工事は、行田市「労働環境調査モデル工事」試行要領の対象となる。